
第2回相続シンポジウム
インタビューから見る「おひとりさま」の
課題認識と遺言作成者の心理

「安心・豊かな社会」を創り出す信託銀行 *Create a Better Tomorrow*

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



現在の日本が直面している問題として、従前から言われている高齢者人口の増加に加え、**長寿化による機能低下問題**、また多様性の時代の到来により、**自分で選択することができる体制整備強化**が想定されます。

行政の取組としては、長寿化・高齢化に伴う制度整備として、現在**第二期成年後見制度利用促進基本計画**などにより**制度整備の検討**や**自治体による地域包括ケアシステムの構築**などが行われています。

また、円滑な相続を促進するために、**2018年に民法（相続法）の改正**により、**遺言利用促進を目的とした自筆証書遺言の保管制度を導入**し、**自筆証書遺言の方式緩和**、**遺留分の金銭債権化**、**遺言執行者の権限の明確化**などを行っています。加えて**2024年4月**からは**相続登記の義務化の導入**も行われます。

一方で、**ユーザー側における正しい理解と利便性向上に向けた取組**が、今後課題となると考えており、**機能低下に備えた後見制度や死後事務委任に対して積極的な取り組みに必要なことは何か**、**遺言活用に向けた利用者の意識向上のための課題**をインタビュー調査を通じ探し出し、**その解決策について本シンポジウムで検討**していきます。

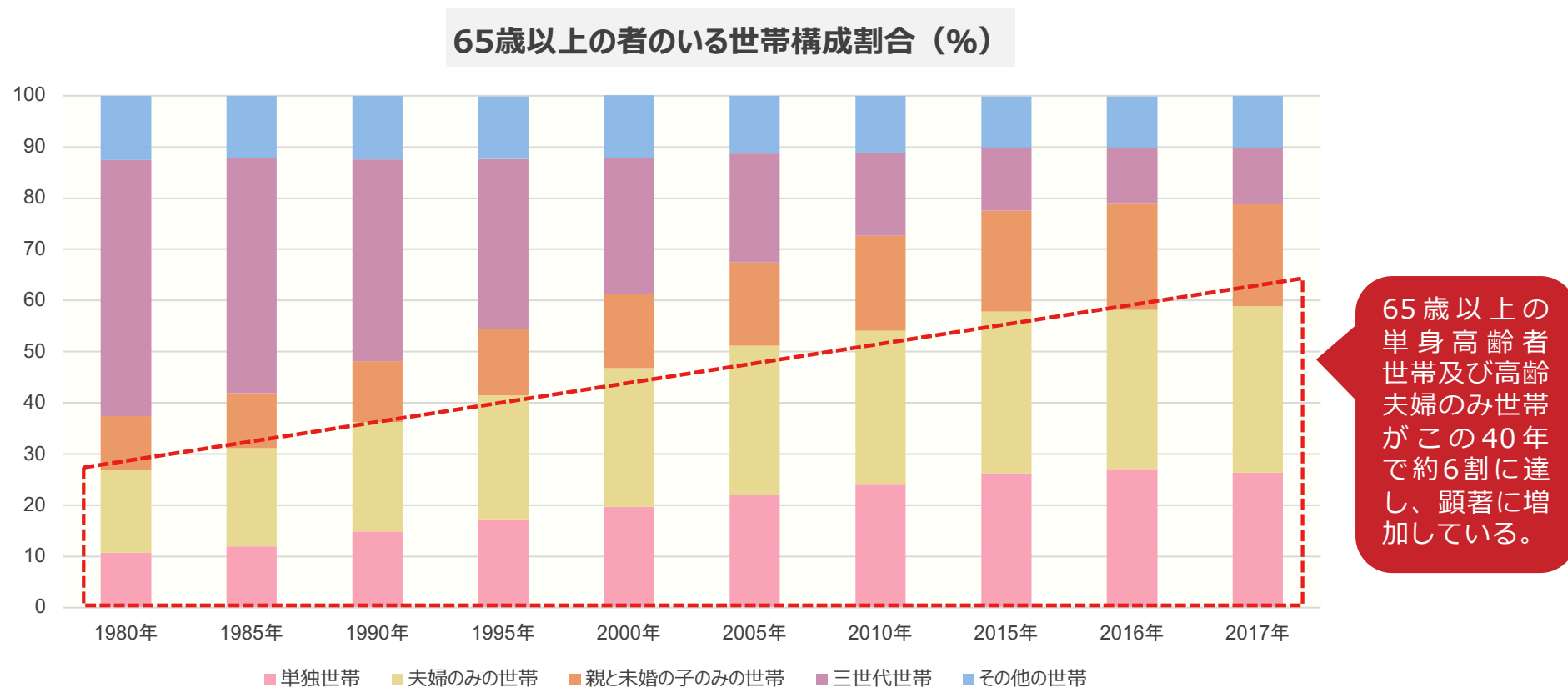
- ◆調査名 : 「相続に関する深掘調査」
- ◆調査目的 : ①広義のおひとりさま（単身者）における将来の資産管理に関する意識（将来、親や配偶者が亡くなることで単身者になる方も対象）
②遺言作成者における遺言作成の経緯・理由
- ◆調査対象 : ①50～69歳男女（9名）
（原則存命の子ども・孫がいない、遺言書を作成していない）
②50～79歳男女（9名）
（原則自分の資産を相続する人がいる、遺言書作成済）
- ◆調査地域 : 全国
- ◆調査方法 : リサーチ会社を利用したオンラインデプスインタビュー（1時間／人）
- ◆調査時期 : 2022年8月
- ◆候補対象 : ①195名 ②74名より各9名を抽出

おひとりさま篇 老後・死後の資産管理に関する不安と対策の実態

- 老後・死後の資産管理に関する不安
- 既存制度の認知状況・利用意向
- おひとりさまにおける遺言書作成の阻害要因

2. 全調査候補者(195名)から見るおひとりさまの属性

単身高齢世帯及び夫婦のみ高齢世帯の増加



資料：1985年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、1986年以降の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による

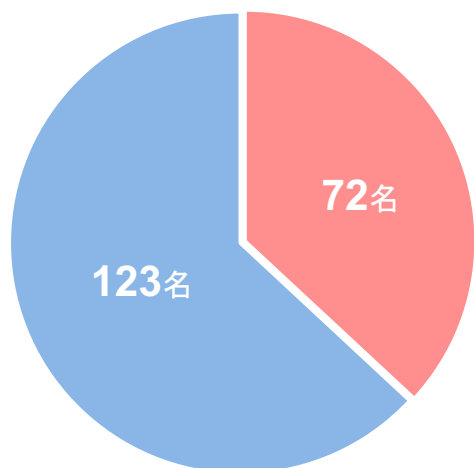
(注1)1995年の数値は兵庫県を除いたもの、2011年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの、2012年の数値は福島県を除いたものである。

令和元年版高齢社会白書をM U F G相続研究所にて加工したもの。

2. 全調査候補者(195名)から見るおひとりさまの属性

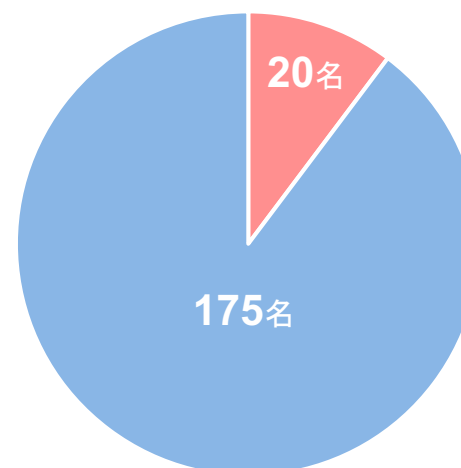
5

一人暮らしとそれ以外



■ 一人暮らし ■ その他

親兄弟等の有無



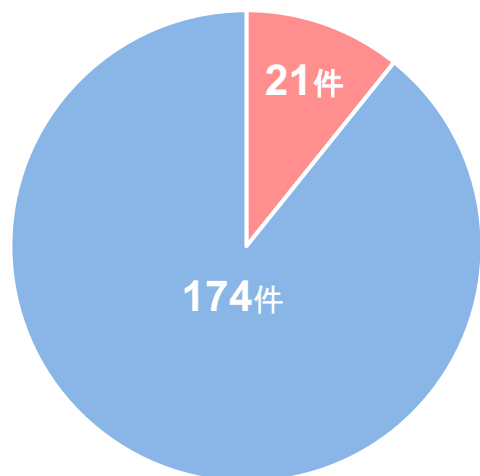
■ 存命の親兄弟など無 ■ 親兄弟等あり

今回の調査で広義のおひとりさまのうち存命の親兄弟がいる割合は9割、一方、1人暮らしは約4割で、親兄弟とは同居していないケースが多いと考えられる。

3. 全調査候補者(195名)から見るおひとりさまの終活状況

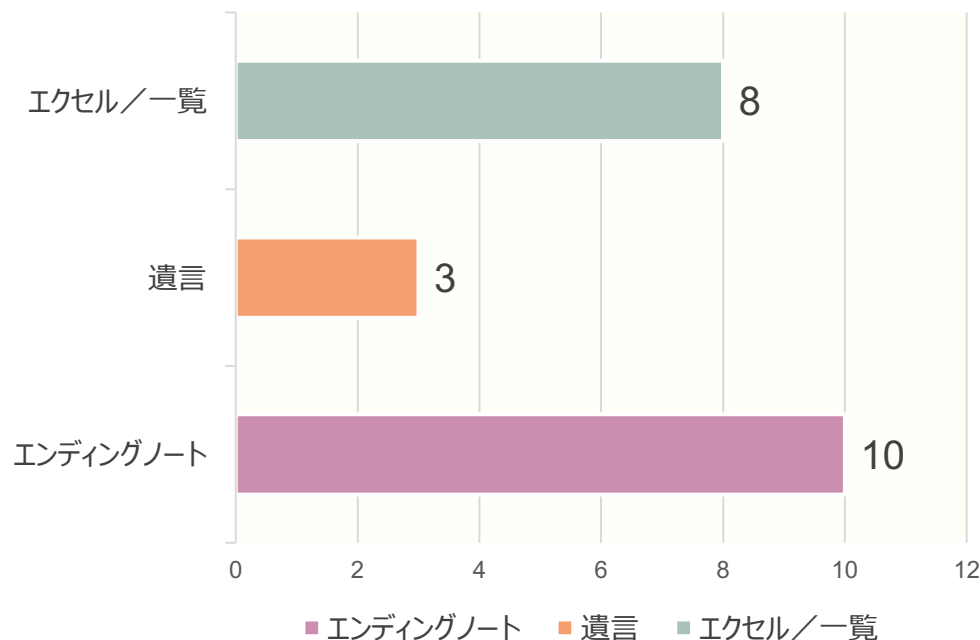
6

終活準備有無状況



■ 準備有 ■ 準備無

終活準備詳細 (件数)



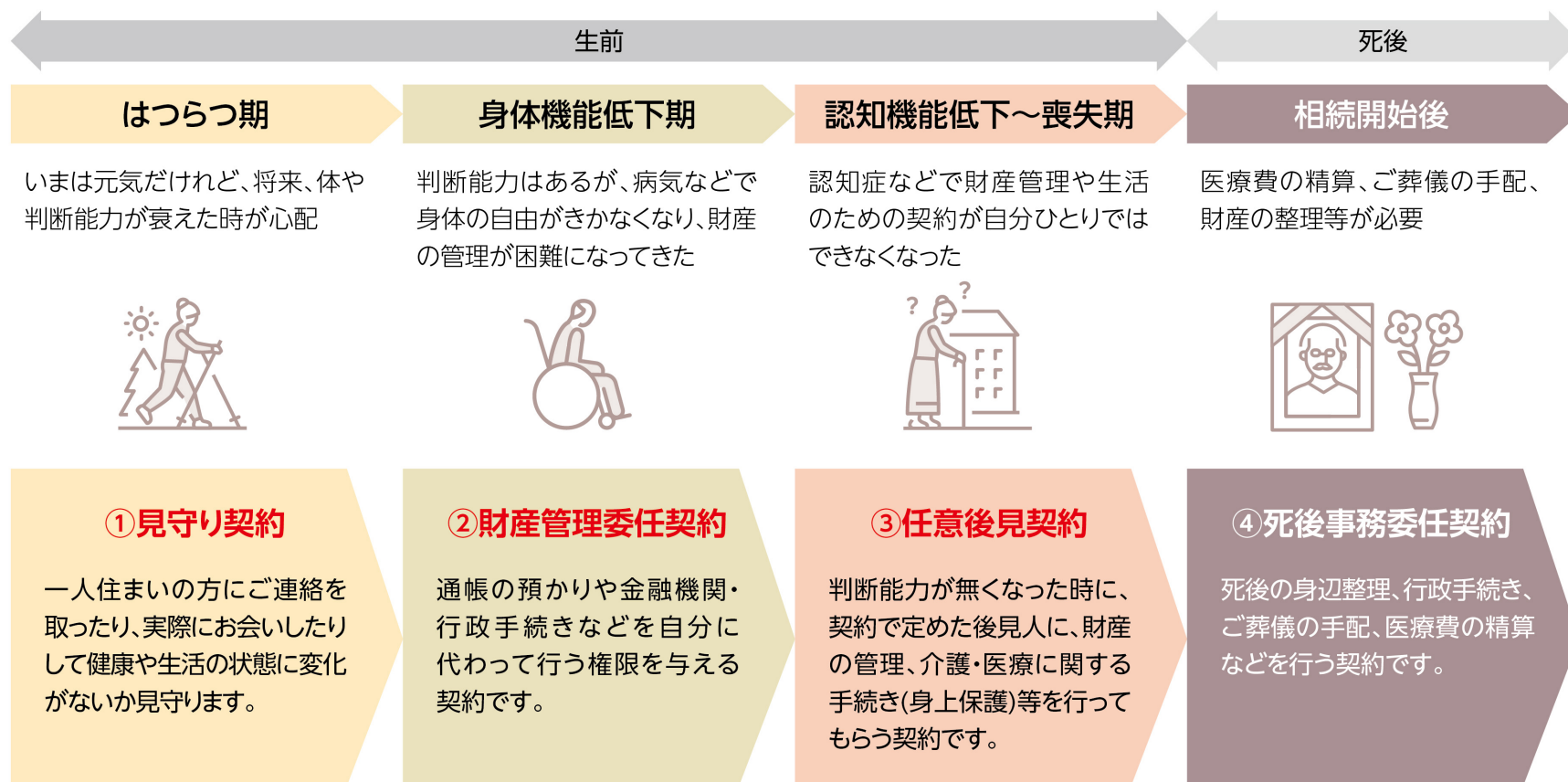
終活の準備状況は、約1割とかなり少ない。また、「準備有」を年代別で見ても、50歳代12名(10%)60歳代9名(13%)と大きな差はなく、準備における年齢要因は少ないように見える。

終活の準備内容としては、エンディングノートやエクセルなどを活用したものが多く、身近で手軽に準備できるものとなっていると考えられる。

おひとりさまインタビューからの考察

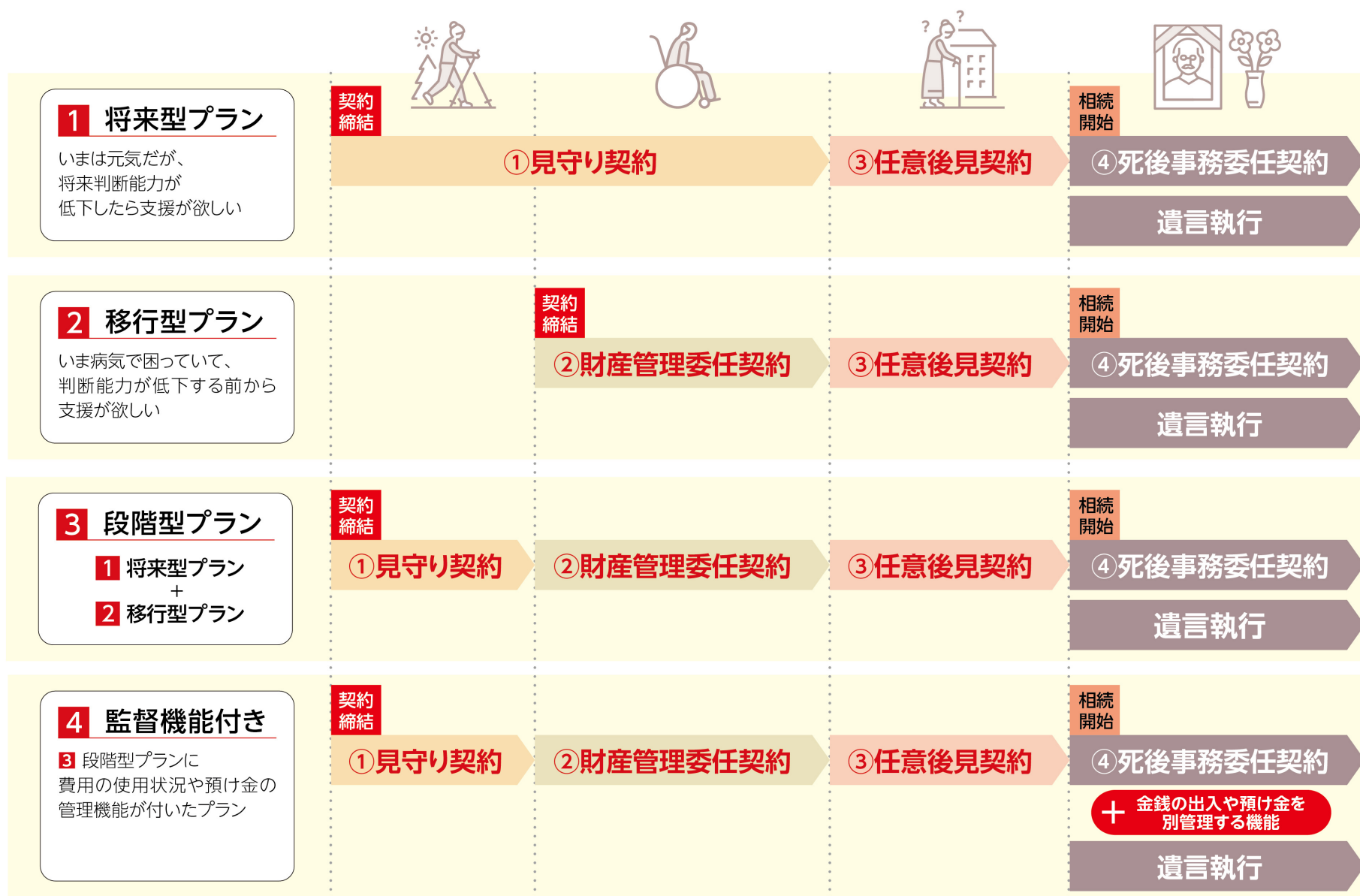
4. インタビュー呈示物 高齢時の身体・認知機能の変化と利用制度等の照会資料 8

単身者の老後・死後をサポートする様々な契約制度があります。
いずれも元気で意思能力があるうちに契約を結ぶことが必要です。



4. インタビュー呈示物 制度サービスの利用イメージの提示

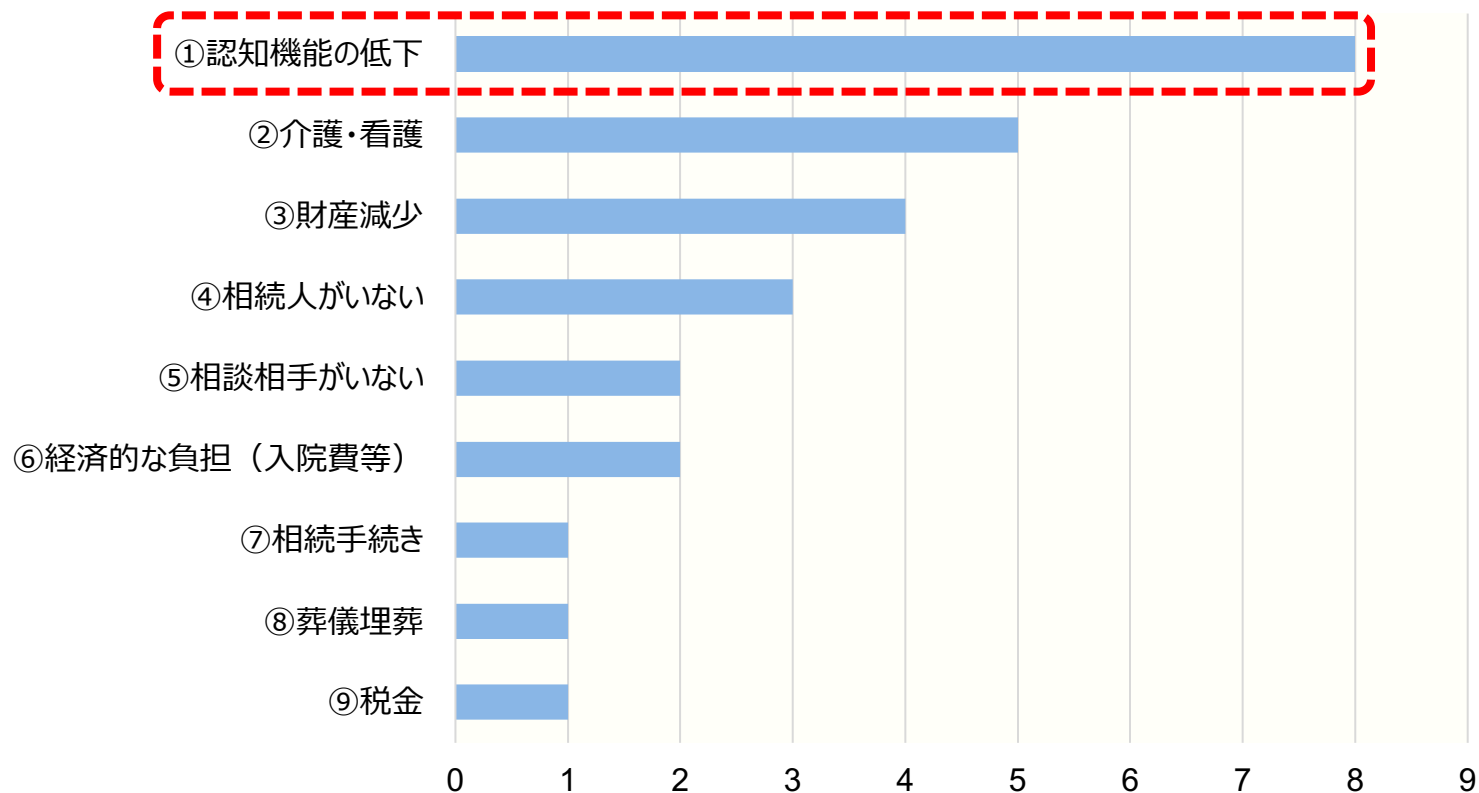
9



5. 高齢時に不安を感じる事象について

10

高齢時の不安（件数・複数回答）



インタビューの**9名中8名**が**高齢時の「①認知機能の低下」**を心配している。
そのほか、「②介護や看護」、「③財産の減少」、「④相続人がいない」などが続いている。

5. 高齢時に不安を感じる事象について

11

老後・死後の資産管理に関する不安 ①属性による違い

心配・不安がある



「何かあった時に頼れる人がいないと思うと
気分が落ち込むことがある」

「漠然と死んだら自分のお金をどうしよう？
と考えることがある」等

心配・不安がさほどない



「自分に何かあった時は、妻がやってくれる、
妻が亡くなっていたら甥がやってくれると思っ
ている」等



ひとり暮らし

配偶者と死別 & 子供がいない／
両親・きょうだいは他界…等



体調が悪い／病気やケガでの療養・入院経験

更年期症状がある／
一時期体調を崩して寝込んでいた…等



家族がいない单身者故の困りごとの経験・ 伝聞

急な入院の際に保証人が見つからず困ったことが
ある…等



家族と同居

夫婦ふたり暮らし & 子供がいない／
未婚 & 親と同居…等



自分も同居家族も健康に自信がある

学生時代は陸上部、現在もマラソン大会に参加／
夫婦共に毎日運動をしており、いたって健康…等



老後の夢が実現に近づいている

早期リタイアして世界各地を旅するのが夢、現在FIRE
のタイミングを見計らっている／
定年後は趣味を仕事にして好きな時だけ働くつもり…等

- 心配・不安を抱えているのは「**家族のないひとり暮らし（单身者）**」の人々。
- その中でも「**体調不良や病気・ケガによる療養**」「**家族がいない单身者故の困りごと**」の経験がある人の不安は強かった。

老後・死後の資産管理に関する不安 ②不安とそれに対する準備・対策

- **不安の度合いが比較的高い人々**は下記①～③について考えたことはあり、既存の制度（財産管理委任・任意後見・死後事務委任等）のニーズは顕在化していると言える。ただし、**制度の名称や仕組みは正確には理解していない**（後述『既存制度の認知状況・利用意向』参照）。
- また、①～③が起こった時に発生する問題をあまり具体的にイメージできておらず、対策が漠然と思い浮かんではいても、**まだ行動に移していない**。

①寝たきり・認知症になったら
どうしよう？
お金の管理はどうする？



一つは**後見人制度**があると思う。同じマンションの住人が認知症になって後見人がついたと聞いた。



②孤独死したら
どうしよう？
様々な手続きを誰がしてくれるのか？



そのために**エンディングノート**を作らなければと思っている。

保証人で困ってネットを調べた時、**死後の手続きを全部やってくれるサービス（死後事務委任契約）**を提供している会社があると知った。



③自分の死後、
自分の資産をどうする？



いつかは**遺言書**を書かなければと思っている。

金融機関等に相談したほうがいいのか？と考えている。

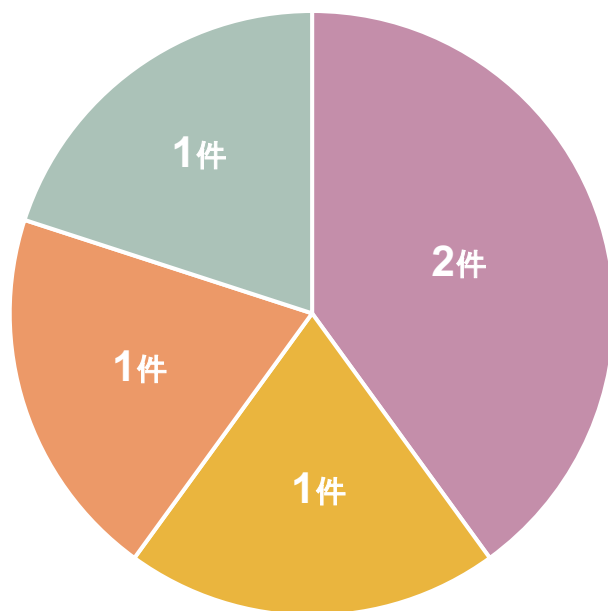


考えることはあるけれど、
まだ何もしていない…



老後・死後の資産管理に関する不安 ②不安とそれに対する準備・対策

終活対応有の準備内容



■ エンディングノート ■ 財産管理一覧 ■ 資料取寄せ済 ■ 遺贈先の検討

インタビューの**9名のうち4名**がすでに**終活**に取り組んでいた。

（「考えている」2名は取組していないに分類）

その内容は、エンディングノート・財産一覧表、寄附先の検討など比較的身近で容易な取組が4件。

後見制度や死後事務の資料請求など踏み込んだ取り組みは1件。

※過去に入院等手続きで苦労した経験がある方が踏み込んだ対応を行っている。

以上のことから、**より専門的な対応までは中々なされていないのが実態**と考えられる。（195名の集合体と同様の傾向となっている。）

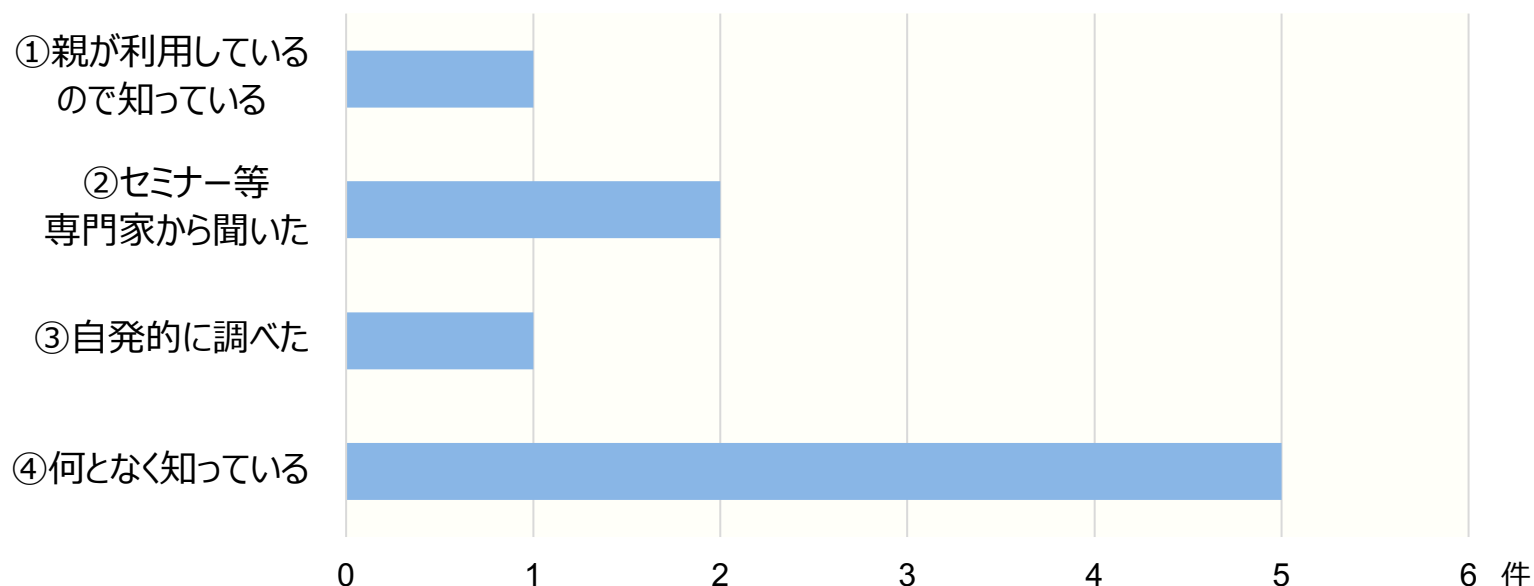
既存制度の認知状況・利用意向

- “見守り” “後見人”という言葉の認知は高い。ただし、**どの制度についても内容や仕組みはほとんど理解されていない。**
- 不安度の低い一部の対象者を除き、ほとんどの人が興味を示した。ことに**②③(財産管理委任契約・任意後見契約)への関心が高い。**しかし、分からないことが多過ぎて、利用についてすぐに具体的な検討はできないという反応である。

	認知状況	興味・反応
①見守り契約 	認知度 高 - 一部に初めて聞いたという人はいたが、「“見守り”がどういうことかは分かる」「聞いたことはある」という反応。 「自治体等がボランティアで行っている」との認識も見受けられた。	興味 低 一部から「元気なうちは必要ない」「見守ってもらうことに、どういうメリットがあるか分からない」等の声が聞かれ、さほど必要性を感じないという傾向である。 インタビュー場面で各契約の説明資料を呈示したところ、「自分で詳しく調べてみたいので、この資料を貰えないか？」との声があった。このような契約（サービス）に興味がある・お金を払っても良いという意識があることがうかがえる。
②財産管理委任契約 	認知度 中 「名称は知らなかったが、サービス（契約）の内容は何となく知っていた」等の反応があった。	興味 高 「自分も利用する可能性がある」との声が聞かれ、興味を示された。 - しかし“後見人が、預かった資産を使い込んだ”等の犯罪や事件を耳にするため、利用には慎重になる・不安があるという傾向である。 各契約に興味は示すものの、共通して下記の疑問・質問があげられた。 - 民間の事業者と契約するのか？（費用が発生するのか？）それとも行政の福祉サービスか？ - 費用が発生するとして、誰と・どんな企業や団体とこのような契約を結ぶのか？ ⇒「興味はあるが、どこに問い合わせればいいのか？どういう人・企業がやっているのか？」「保険会社のサービスか？」等の質問があった。 - 事業者を信頼できるのか？／信頼・実績のある事業者をどうやって探せばいいのか？
③任意後見契約 	認知度 高 「後見人」という言葉はほとんどの人が知っていた。身近（身内・近所の人等）にこの制度の利用者がいるという人々もいた。 - ただし、制度を正確には理解しておらず、成年後見人制度との混同・誤解も見られる。	
④死後事務委任契約 	認知度 低 「初めて聞いた・知った」という人々が散見された。	興味 高 ↔ 興味 低 「こうした契約は必要だ」との声がある一方、自分の死後にどんなことが起こるかを想像できず「死んだ後のことはどうでもいい・興味がない」という人もおり、反応が分かれた。

老後・死後の資産管理に関する不安 ②不安とそれに対する準備・対策

後見制度（後見人）の認知



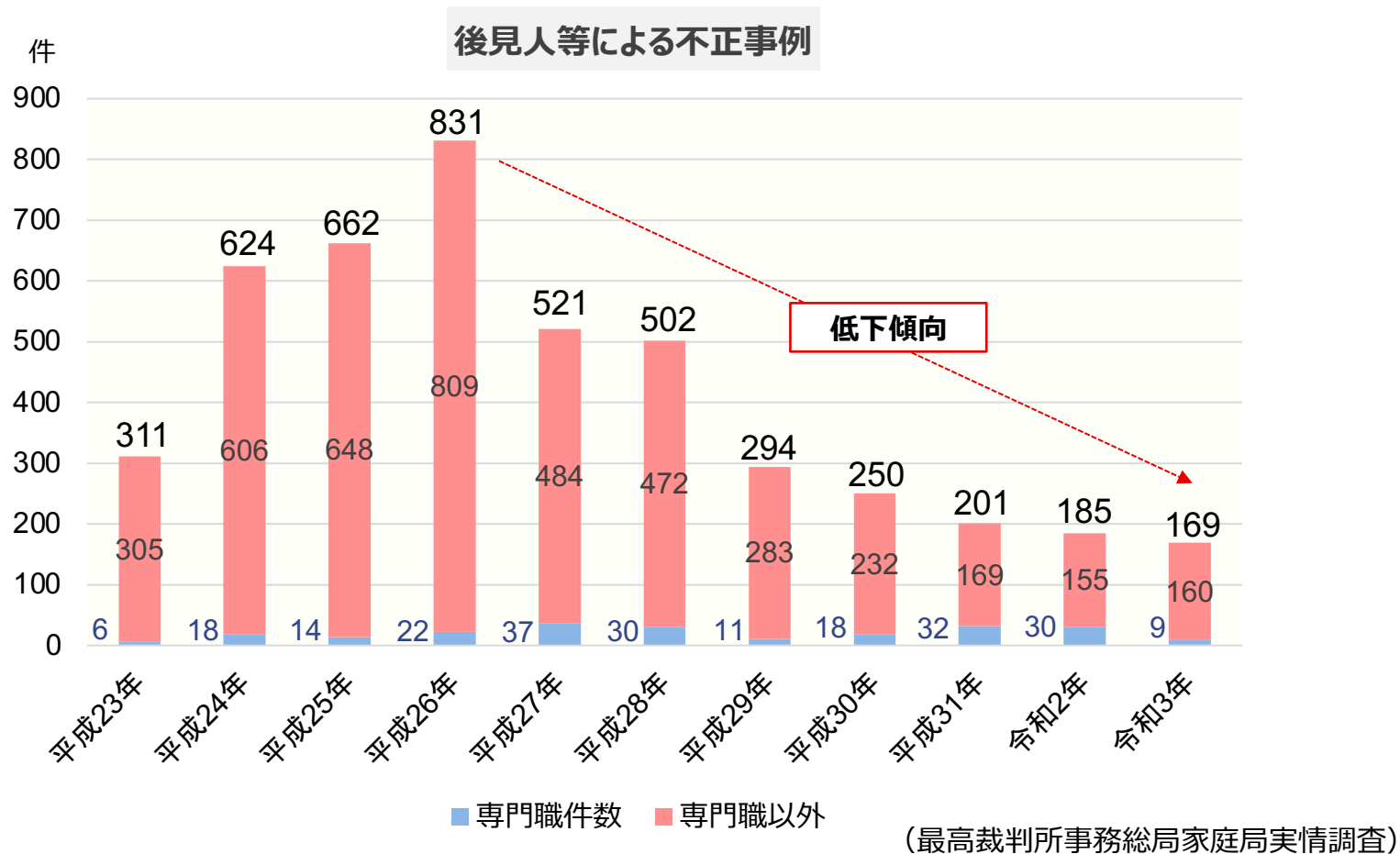
後見制度（後見人）等に関しては、自発的に調べていたのは1件であり、多くは、誰かから受動的に話を聞いたもしくはぼんやりと認識しているにとどまっている。

一方で、後見制度に関する不正などの情報は、メディアなどから聞いており、制度の信頼性を問題としているケースは4件あった。

また、利用により自分の意思が反映できなくなるとの心配も2件と、**制度等に関する情報に偏りがあり、正しく理解されていない可能性**がある。

7. 後見制度の認知

老後・死後の資産管理に関する不安 ②不安とそれに対する準備・対策



※各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所から不正事例に対する一連の対応を終えたものとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。

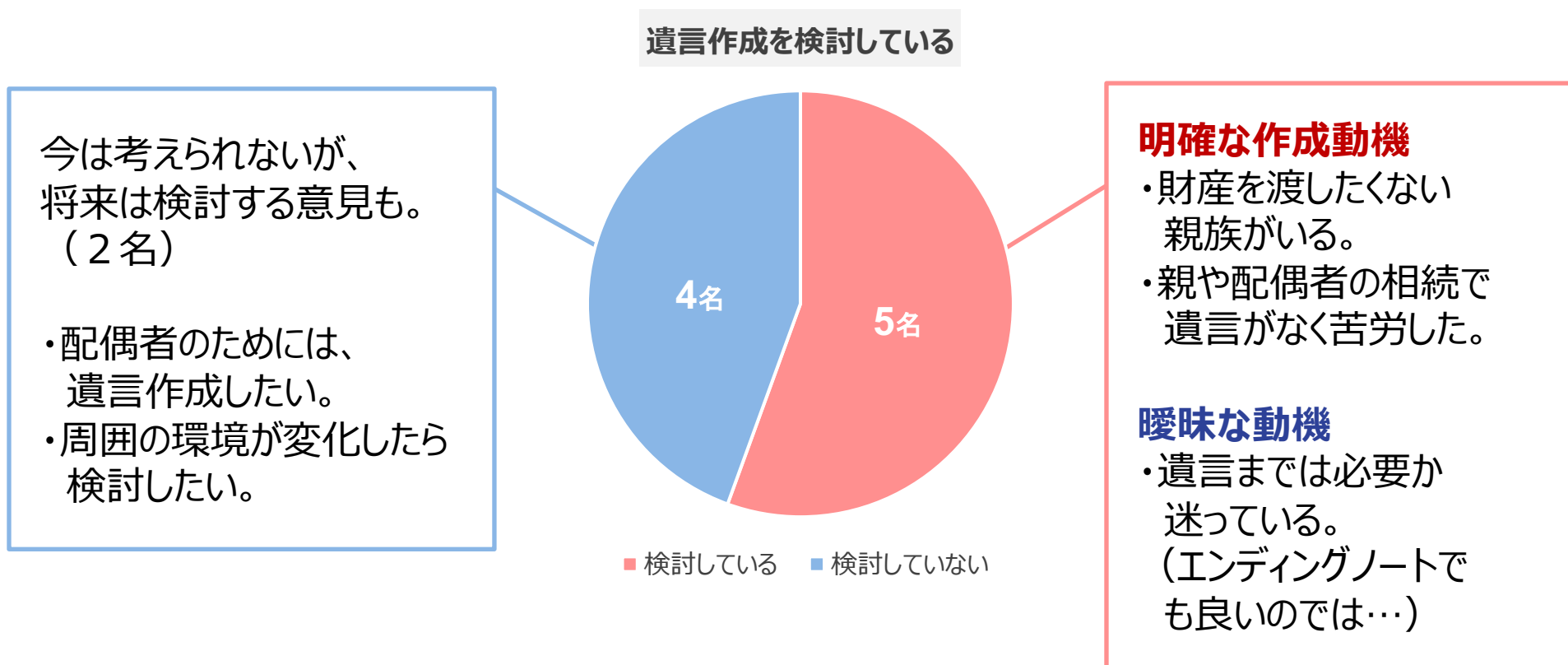
※平成23年10月及び平成24年4月に報告対象事件の定義を変更しているため、単純な年別比較はできない。

※数値はいずれも概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

8. 遺言に対する取り組み

17

老後・死後の資産管理に関する不安 ②不安とそれに対する準備・対策



詳しく話を聞いてみると双方に**自分にとってどのように選択すべきか不安を抱えている**ケースがみられる。

おひとりさまの老後・死後の資産管理に関する阻害要因

情報提供の問題

- 
- どんな方法があり、誰に相談・依頼できるのか分からない
 - 信頼できる契約相手・事業者が分からない
 - 費用の相場が分からない
 - 事業者が少ない(という印象がある)ため、選べない
 - 世間に知られていないため、利用がためられる



おひとりさまの心理・生活環境の問題

- 
- 嫌なことは考えたくない／元気だから、まだ考えなくていい
 - 同じ立場で情報交換できる人がいない

課題

- 様々な情報提供が行われているが、利用者の心理的なものも含め**課題解決につながるような情報提供**となっていない可能性がある。
- **選択基準等の明示**により活用促進につながる可能性がある。

結果として、現状の制度利用も**成年後見以外（保佐・補助）の活用は低調**といえ、成年後見も積極活用よりやむをえない利用が中心となっている。

(令和3年12月末日時点、成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で239,933人
利用比率 成年後見 73.8%、保佐 19.3%、補助 5.8%、任意後見 1.1%)

おひとりさまにおける遺言書作成の阻害要因

- 遺言書の作成の阻害要因として下記が抽出された。
 - ・「遺言書は既婚者が家族のために作るもの」
 - ・「死後の資産のことは、考えていない」
 - ・「死後のことは専門家がやればよい」等の相続の方法や遺言に関する知識が不足している、または関心がないと思われる要因。
- ・ 漠然と作成するつもりはあっても、**自分の健康の維持が最優先であり、死後のことまで具体的に考えられない**との思いが強いことによる「**そのうちに**」の要因。

課題

- 様々な情報提供が行われているが、**遺言の機能活用に関する情報提供となっていない可能性がある。**
- 遺言は、**遺書のイメージが強く**、海外のように**リスク管理やコントロール的な発想**は中々受け入れられない風土が従来から続いている。

遺言作成者篇 遺言利用を決めた理由やきっかけとは

- 高齢社会において遺言の活用は、円滑な相続に向け重要な解決策の一つである。
- 一方、遺言利用を検討までは行くが、実際の利用までたどり着くにはハードルがある。
- 遺言作成者から見えてくるそのハードルを越えさせたものとはなにか？

10. 全調査候補者(74名)から見る遺言作成者の年代別、遺言種別

21

表1

年代別人数

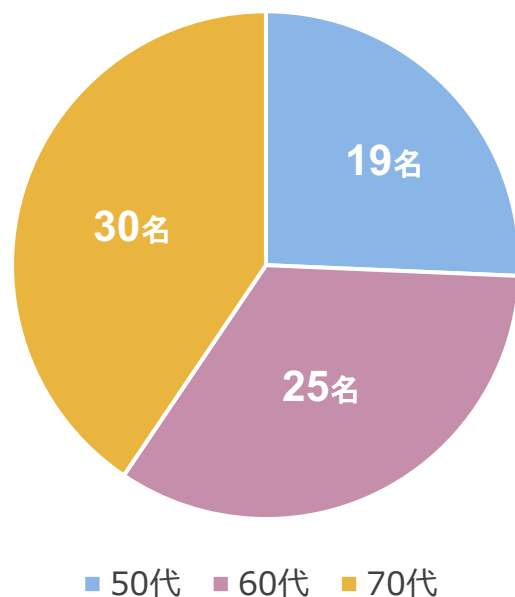


表2

遺言種類

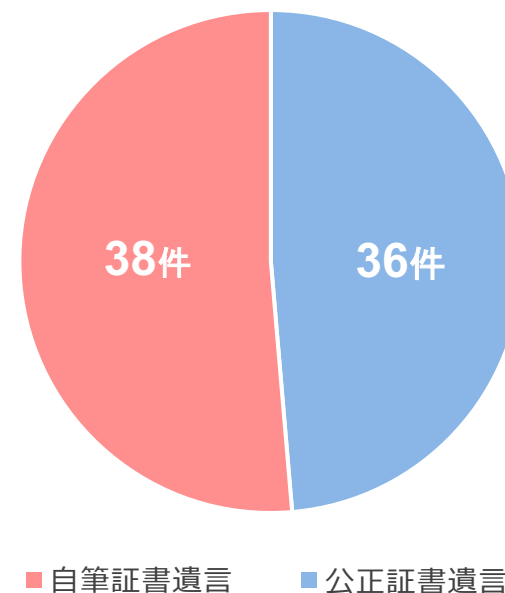
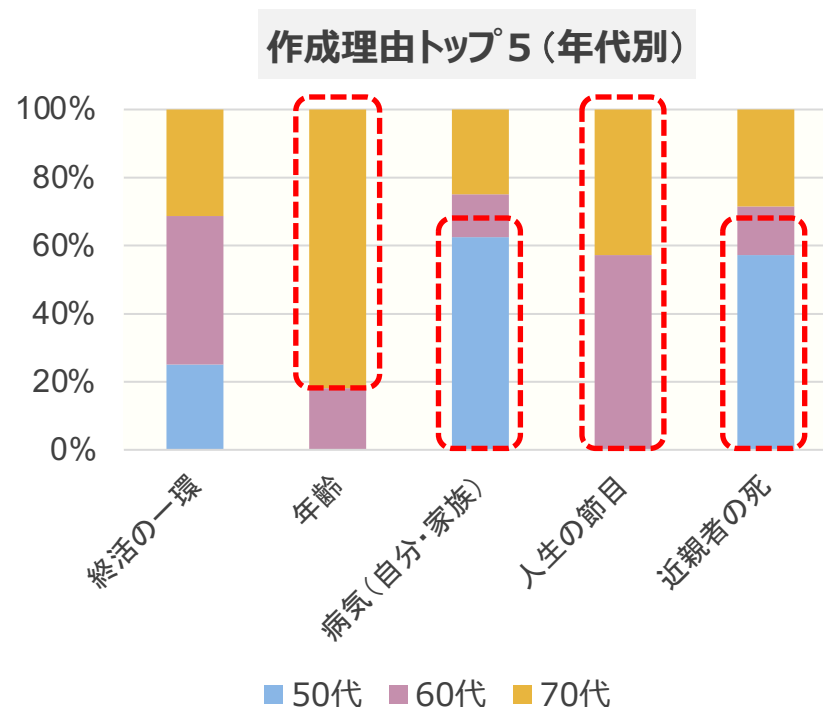
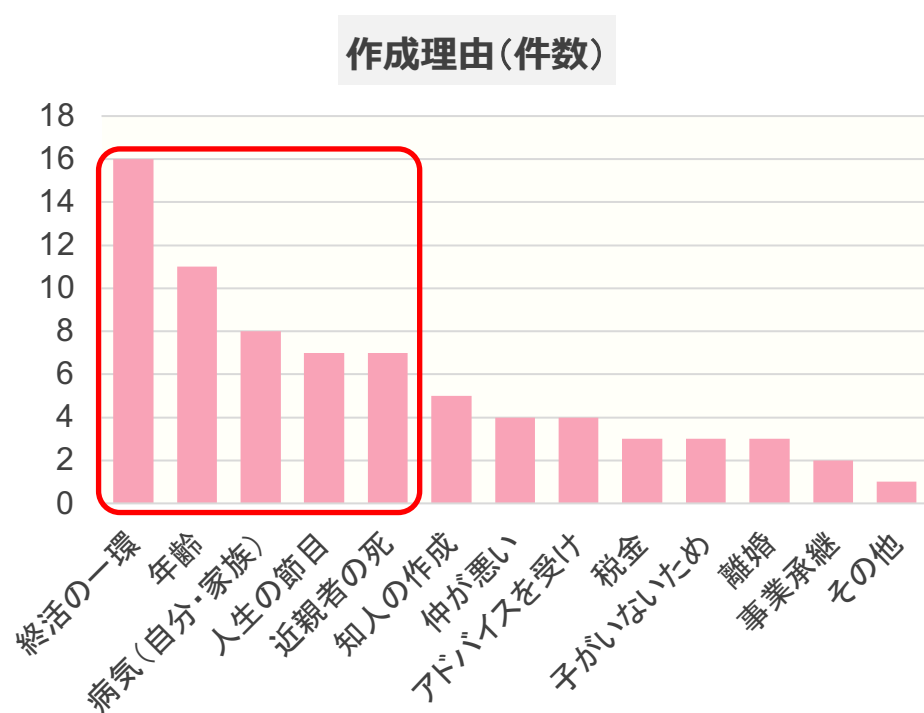


表1からは、70代→60代→50代の順に遺言作成者は減少。しかしながら、50代での作成は思ったほど少なくはないと考えられる。

表2からは、自筆証書遺言と公正証書遺言の利用者は、自筆証書遺言がやや多く、公正証書遺言の年間作成件数(約11万件)と自筆証書遺言の年間検認件数(約1万件)との比較と大きく乖離していることが見て取れる。

11. 全調査候補者(74名)から見る遺言作成動機と年代の関係

22



遺言作成理由トップ5は、①「終活の一環」、②「年齢」起因、③自身及び家族の「病気」、④自身の人生の「節目」、⑤「近親者が亡くなったこと」の順となっている。

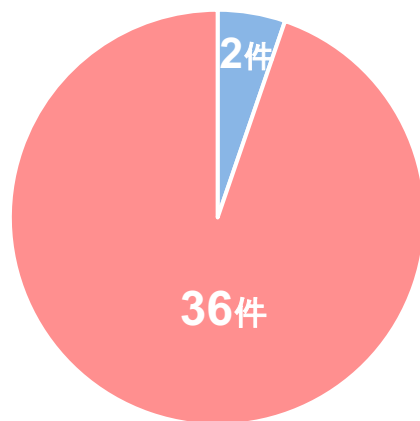
トップ5の年齢的な特徴としては、

- 50代では「病気」や「近親者の死」をきっかけとしたもの
- 60代70代では「人生の節目」や「年齢」によるもの
- 「終活」は、年代に関係なく作成動機となる。

12. 遺言作成時に専門家が関わることで遺言種類選択への影響

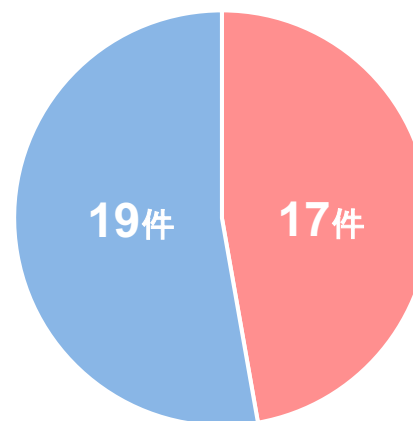
23

自筆証書遺言作成時の専門家関与



■ 専門家関与 ■ 専門家関与無(不明含む)

公正証書遺言作成時の専門家関与



■ 専門家関与 ■ 専門家関与無(不明含む)

遺言作成時の専門家関与度合いは、**公正証書遺言**は**半数以上**となっている。専門家と相談した場合は、内容により公正証書利用を進めていることが推測される。

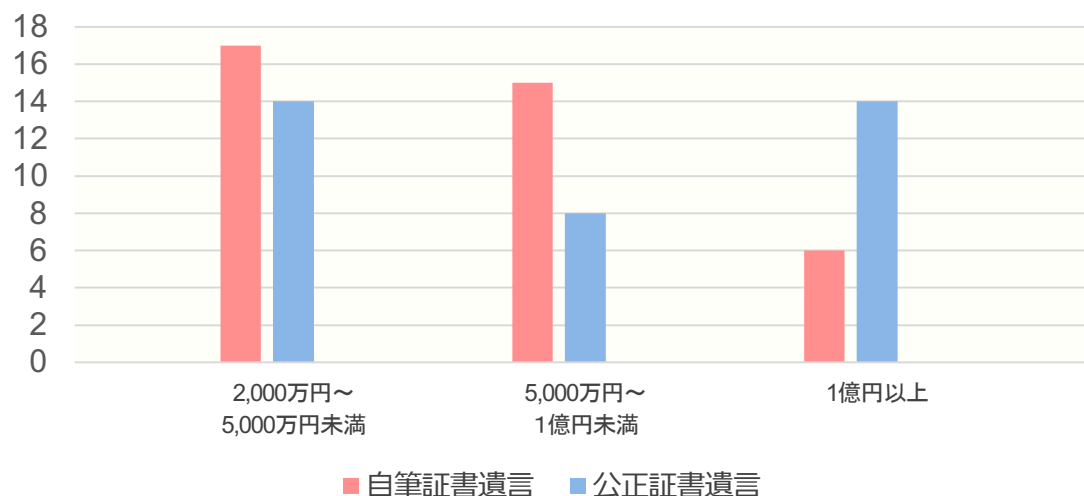
逆に自筆証書遺言では関与はほとんどない。

自筆証書遺言作成に関しては、気軽に作成したいとの意向からか、**ネット・書籍等で調べて作成したケースが多い**とみられる。

13. 遺言の種別(資産)

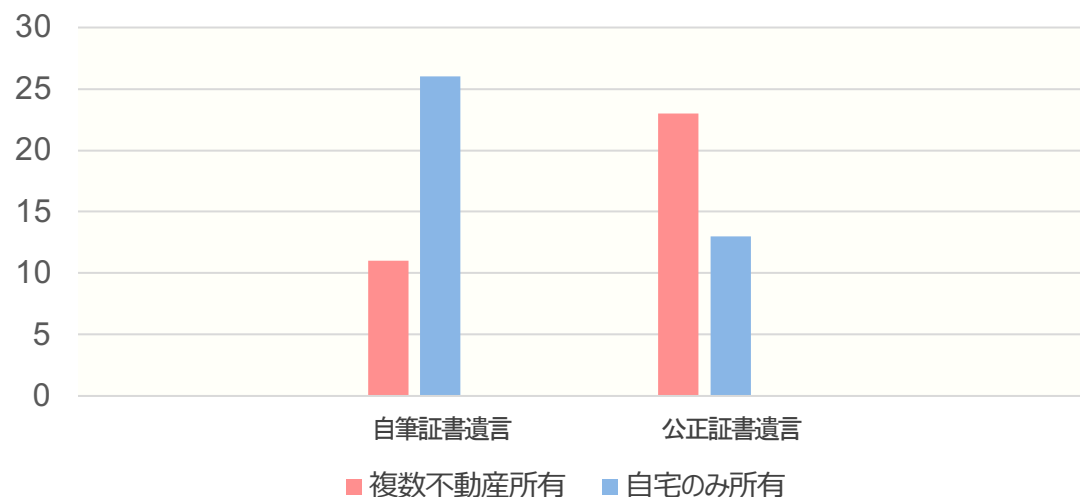
24

遺言種類と世帯金融資産レンジ別 (件数)

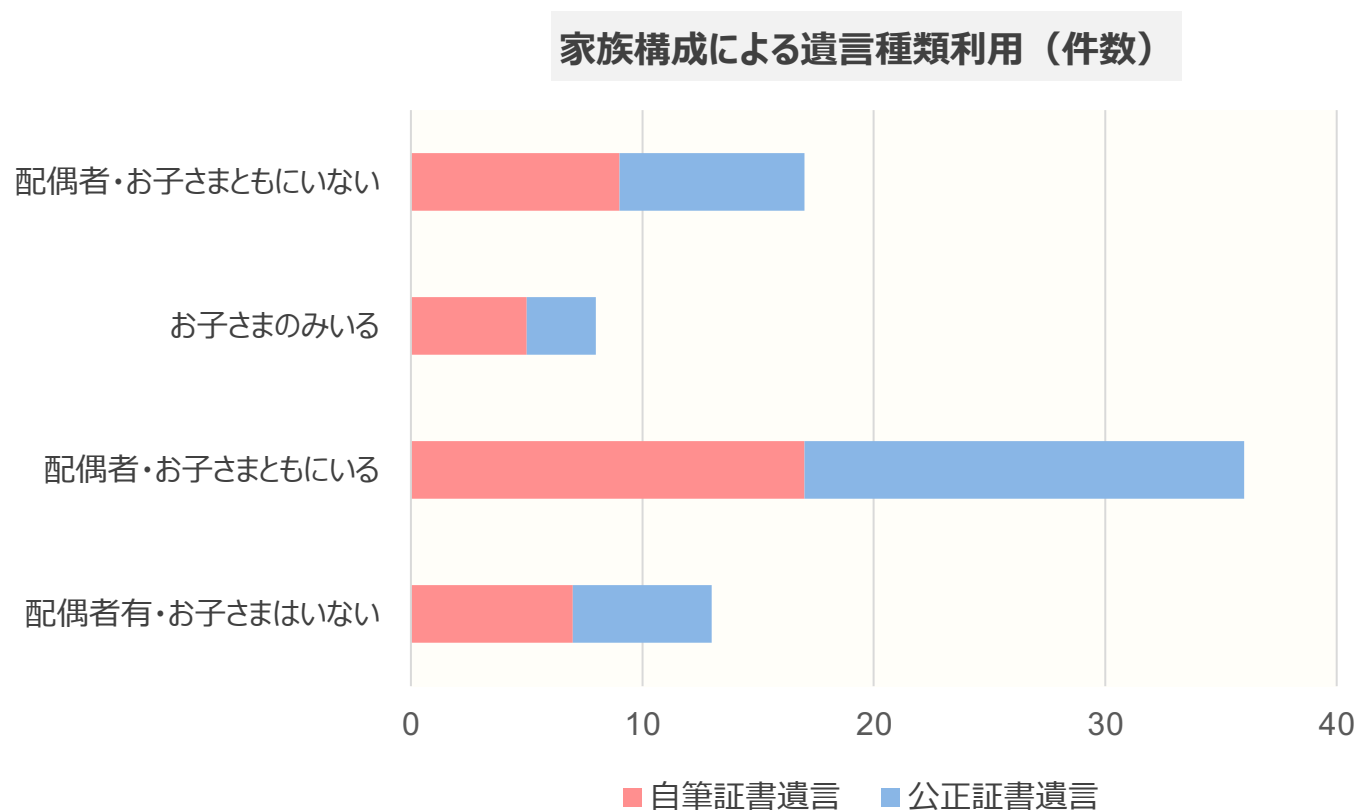


資産レンジから、遺言種類の傾向は、あまりないように見えるが、敢えて言えば**自筆証書遺言**は、**金融資産規模が大きくなるにしたがって減少傾向**に見える。
資産規模が大きくなることで、**資産内容も複雑化し、専門家相談が増えている**可能性がある。

遺言種類と不動産所有数 (件数)



金融資産規模よりも**複数不動産所有者**の方が**公正証書遺言利用が多い**傾向がある。
複数不動産所有者は、**税理士等専門家との接触が比較的多いことも起因**している可能性あり。



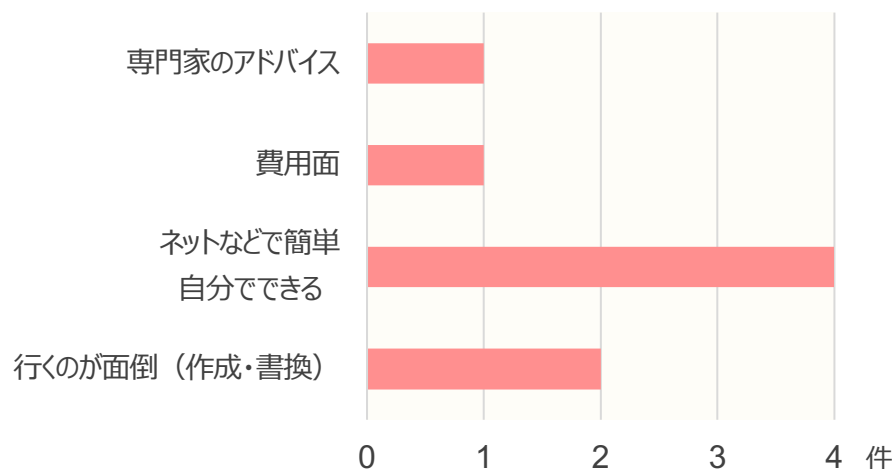
家族構成による遺言種別の顕著な差はあらわれていない。

遺言作成者インタビューからの考察

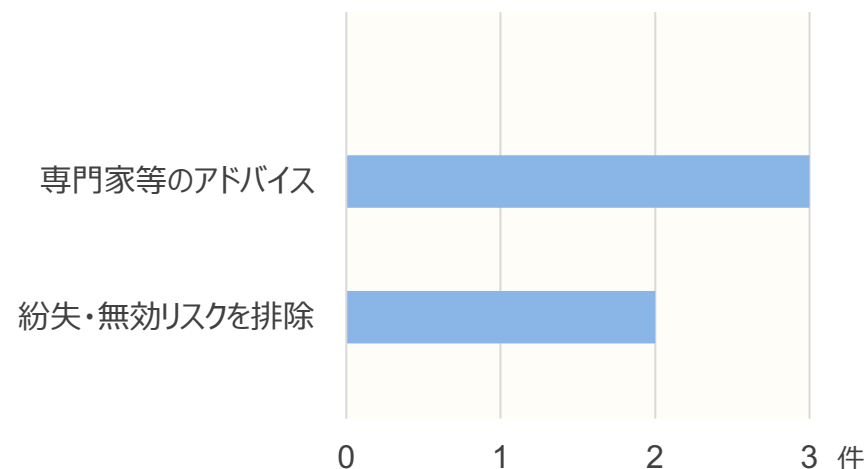
14. 遺言種類の選択理由

27

自筆証書遺言選択理由（複数回答）



公正証書遺言選択理由（複数回答）

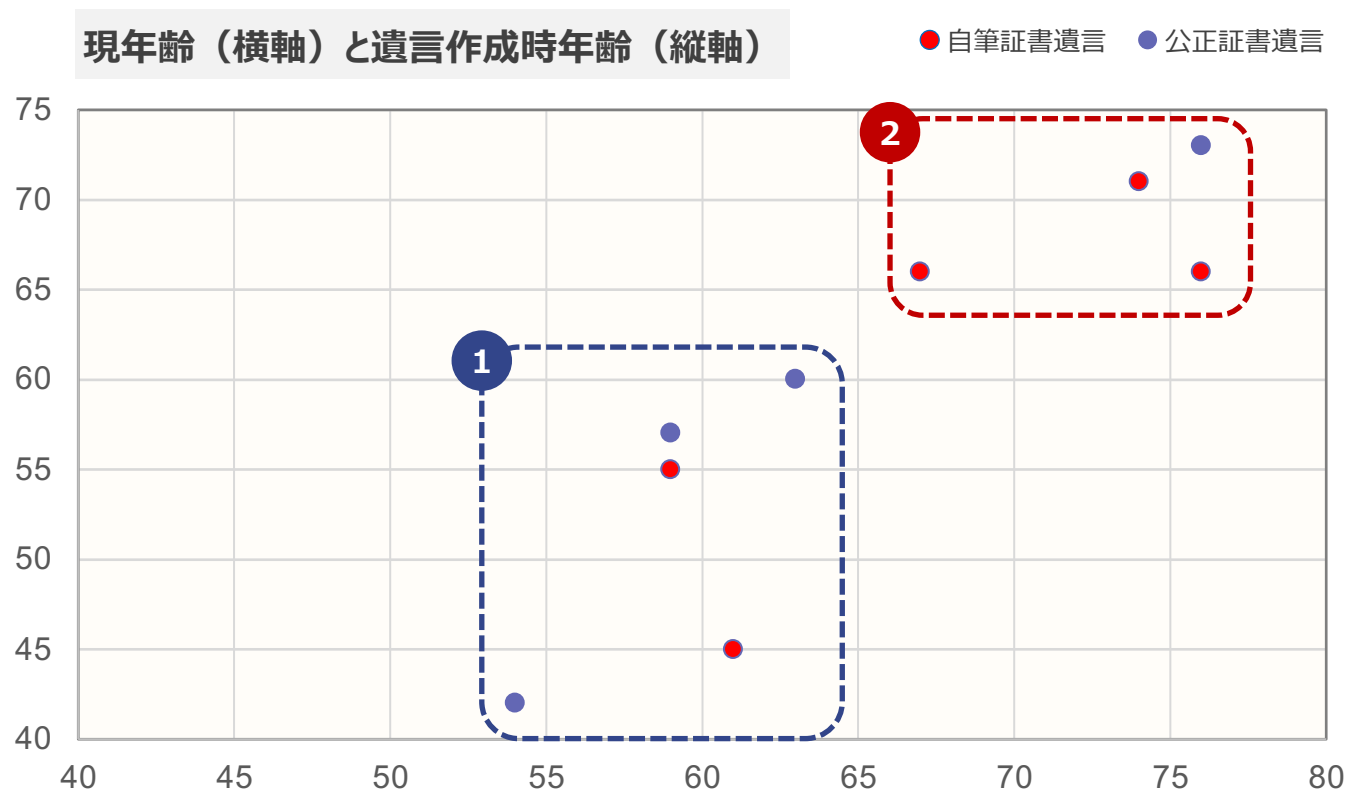


自筆証書遺言を選択した理由（複数回答）としては、5名中4名が簡単に自分で作成できるとし、公証役場に行くのが面倒との意見も2名あった。

公正証書遺言を選択した理由としては、2つに分かれており、専門家のアドバイスが必要、無効リスクの排除となっている。

一般的に、自筆証書遺言、公正証書遺言のメリット・デメリットとされる部分がまさに反映されている。

15. 作成年齢と遺言作成動機の特徴



- ① 青点線内の**早期作成者の動機**として、「**法定相続分で財産分配したくない**」「**必要とアドバイスを受けた**」など、家族構成では「**お子さまがいない**」方が多く
- ② 赤点線内の**比較的高齢で作成した動機**として、「**相続人間の争いを避けたいため**」「**特定不動産を相続したい**」など、また、家族構成では「**お子さまがいる**」方が**多い**と両者の間にはすこし違う動機傾向がみられる。

16. 遺言書作成の経緯 複数の動機が存在

29

- 遺言作成に至った背景には、複数かつ様々な要因があり、そのどれかが自分事化と結びついた時

相続の経験

〈例〉（そのうち要因）

- 両親が亡くなり相続を経験した
（相続手続きで苦労した、揉めた）
- 配偶者や子どもに苦労させたくないし、
揉めてほしくない 等

健康不安の発生

〈例〉（今すぐ要因）

- 自分や配偶者が病気になった
- 近親者の死
（特に同年代で仲が良かった）

相続トラブルの伝聞・専門家のアドバイス

〈例〉（そのうち要因）

- 友人・知人に相続トラブルが起こった
- 新聞・ラジオの人生相談等で相続トラブルの事例を見聞きした
- 専門家にあなたは必要と勧められた 等

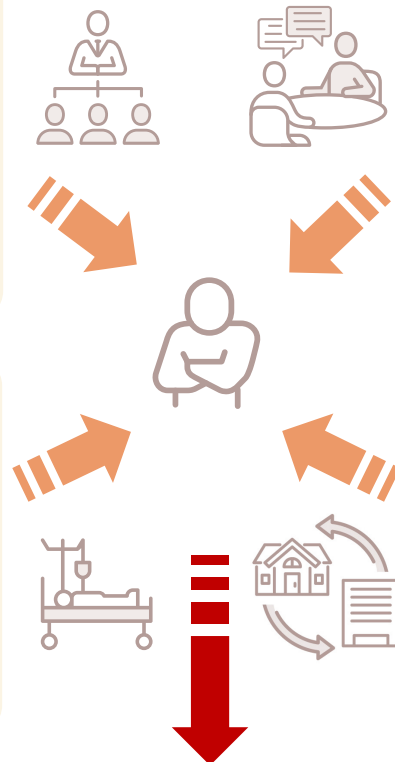
生活・家族関係・資産状況の変化

〈例1〉（そのうち要因）

- リタイア（退職金が入る・考える時間が生まれる）
- 老後生活のためダウンサイジング・住換えの実施
（不動産・資産が整理される）
- 親族の誰かに将来世話になる
- 終活をする 等

〈例2〉（今すぐ要因）

- 親族と不仲になった（財産を渡したくない）
- 遺言がないと疎遠な親族に自分の財産が分配されてしまう
- 先妻との子どもがおり、財産配分を調整したい
- 自分が亡くなったら残った要介護の配偶者の世話を頼むことになるので、財産を多く渡したい 等



実行
(作成)

差し迫っての活用と
なっている？

16. 遺言書作成の経緯（作成の参考・助けになったこと）

30

- インターネットはすぐに・手軽に利用しやすい手段で、ほとんどの人がまずはネットで調べるという方法をとっている。また、遺言書アプリ等の簡便なツールの利用も見受けられる。ただし、ネットやアプリは、文例等の情報は手に入れやすいが、個々のケースに適した文言や、実際の相続手続きまで想定した書き方については情報が十分でなく分かりにくいようだ。
- 一方、専門家や役所は、信頼性は高いものの、利用者はやや限定される。

インターネット／ 雑誌・書籍



ほとんどの人が、まずはネットで調べてみるという方法をとっていた。

（経済誌の相続特集やネット・雑誌記事で新しい制度やツールを知って利用したケースも）



ネットで遺言書の作り方を調べていて最近自筆証書遺言書を保管してくれる制度が出来たと知った



雑誌の相続特集で、遺言書作成アプリや遺留分を請求されるケース等が紹介されていて、とても参考になった

銀行



相続のための金融商品・サービスをメインバンクに相談するケースがある。

（本調査では1名のみ）



エンディングノートや相続について、複数の銀行のセミナーに行って勉強した。メイン銀行からは相続の相談の案内を貰ったので、生前贈与や遺言書の相談にのってもらった。商売だからか、固定資産の評価額を調べてくれたり、色々手伝ってくれたのは有難かった。

専門家・役所

司法書士・
弁護士・税理士／
公証役場・
法務局 等



専門家や役所に相談・アドバイスを求めたケースでは、職業柄、もともと専門家や役所が身近だった人々が散見された



法テラスのイベントに行っていた。お芝居仕立てで楽しく相続のことを知ることができ、その知識が遺言書を作る時に役に立った。



仕事で法務局によく出入りしていたので、分からないことがあったら法務局に聞きに行けばいいと思っていた

ツール

遺言書作成アプリ等



遺言書作成アプリを使って自筆証書遺言書を作成した人がいた。簡単に作れたことには満足しているが、不備がないかどうか不安が残るようであった。

（本調査では1名のみ）



雑誌の記事で知った遺言書作成アプリを使って遺言書を作った。アプリの通りに書き写しただけ。
自筆の遺言書を役所に預けられる制度があると聞き、役所に見て貰えば不備があるかどうか分かって安心だと思い、預けに行ったが、別の用紙に書き直さないと預けられないと言われたため、預けずに自分で保管している。

遺言書作成の経緯

- 今回のインタビューでの遺言作成者は「**遺言作成に至った背景には外的要因と内的要因がある**」と考えられる。その動機は**積極的な要因（財産を分けたくないなど）と保守的な要因（争ってほしくないなど）**に分かれ、**比較的若年で作成している人は積極的な要因**により、一方**高齢になるほど保守的な要因**での作成が多かった。
- 遺言作成までの流れの中で、きっかけと動機はどちらが先にあるとは言えないが、きっかけの多くは、**マスメディアや家族から将来の相続に関するトラブルの事例提供や相続にかかる制度（法定相続や遺留分、遺言利用の効果）に関する情報提供を受けたこと**によるものである。
- 作成の際は、ほとんどの人が「**まずネットで調べる**」という行動をとっている。専門家のへの相談は、身近にいない場合はハードルが高いようである。

作成した遺言書の形式等

- **公正証書遺言は「効力が確実・安心」、自筆証書遺言は「気軽に作りやすく、書き直しやすい」というメリット**でそれぞれ選択されている。近年は自筆証書遺言に下記のような追い風もあり、取り組みやすい印象がアップしているようだ。
 - ▶ **遺言書作成アプリ等の便利なツールによって、文例の参照・作成がより容易になった**
 - ▶ **自筆証書遺言書保管制度によって、自筆証書遺言の弱み（紛失・形式不備による無効リスク等）が解消・カバーされた**
※本調査ではネットで同制度を知り利用した事例がある。

課題

- 本調査では、**専門家を利用しているケースが自筆証書遺言では少なく**、そのため**相続人の手続き負担やトラブルが懸念される自筆証書遺言の事例（財産目録を作っていない・執行者を決めていない、安易に包括遺言を作成している等）**が見受けられた。
- 一般的にもそうしたケースは少なくないと推察され、**作成時に参考になっているネットやアプリでは、個々のケースに対応できる適切な文言や、遺言書を使って実際の相続手続きを行うことを想定した書き方までは情報として得られないことが、その要因の一つと思われる**。したがって**作成時の遺言の実現をイメージできる専門家との相談がしやすい仕組みづくりやデジタルサービスの普及**が期待される。
- 加えて、**高齢化による機能低下そして死は、人間は避けて通れないものである**ことから、**終活としての遺言に加えてリスク管理の有効なツールとしての遺言が必要**と考えられ、そのためにも**承継・相続に関するリテラシー教育**が今後必要と考える。

- 本資料は、講演会用に作成されたもので、保険や投資信託等の募集や勧誘を目的として作成したものではありません。
- 本資料は考え方の概略をお示しするものであり数値等はあくまで概算です。
- 本資料は2022年9月30日現在の法令・税制等に基づいておおよその概要を説明しておりますが、将来変更される可能性があります。また、法令の詳細や税務申告にあたっては、弁護士やお近くの税務署や税理士などにご相談ください。
- 本資料は、信頼できる情報源から得た情報に基づき作成したのですが、資料に記述した分析は一定の前提に基づくものであり、その正確性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を予測するものではありません。
- 本資料の内容に関するあらゆる損失に対して三菱UFJ信託銀行は責任を負いません。なお、本資料の無断複製、複写、転送等をご遠慮ください。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 リテール企画推進部

E-mail : mufg_souzoku_post@tr.mufg.jp

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール企画推進部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

<https://www.tr.mufg.jp/souzoku-ken/>